

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和5年6月13日

【開催日】 令和5年6月13日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時25分～午前10時25分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	桶谷一博
経済部次長兼商工労働課長	田尾忠久	商工労働課主査兼商工労働係長	中村扶実子
商工労働課企業立地推進室主任主事	久保弘明	農林水産課長	臼井謙治
農林水産課技監	熊川 整	農林水産課農林係長	稲葉 徹
農林水産課水産係長	山口大造	建設部長兼大学推進室長	大谷剛士
建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦	都市計画課課長補佐兼都市整備係長	立野健一郎
農業委員会事務局長	幡生隆太郎	農業委員会事務局次長	銭谷憲典

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	庶務調査係長	田中洋子
------	------	--------	------

【審査内容】

- 1 議案第35号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について

午前9時25分 開会

藤岡修美分科会長 それでは、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を

開会いたします。本日の審査日程はお手元に配付してあるとおりであります。それでは、議案第35号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について、審査番号1番、農業委員会、経済部所管部分の説明を執行部に求めます。

幡生農業委員会事務局長 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）の農業委員会分について御説明いたします。初めに概要を御説明いたします。令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等が改正され、市長部局の農林水産課では、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和5年度及び令和6年度の2か年で策定することとなりました。地域計画の策定に関しては、後刻、農林水産課から詳しい説明がございます。地域計画の策定における農業委員会の役割としては、農林水産課と連携し、農業委員会サポートシステム、タブレットを活用して、農地所有者や耕作者に対し、今後の農地利用や後継者の有無などの意向調査を行い、目標地図の素案の作成を行います。今般、農林水産省では地域計画の策定を支援するため、地域計画策定推進緊急対策事業を立ち上げ、地域計画策定推進緊急補助金を予算措置しましたが、山口県から本市への予算措置の内報が令和5年3月28日となったことから、このたび、農業委員会において当該事業を活用するため、本議会において次のとおり予算の補正をお願いするものでございます。16ページ、17ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正前の額6,134万9,000円に7万4,000円を増額し、補正後の金額を6,142万3,000円とするものです。10節需用費、消耗品費7万4,000円は、目標地図作成の用紙代やインク代です。16ページの財源内訳のところを見ていただきますと、県支出金が7万4,000円となっており、全額県費補助となっています。歳入については、10ページ、11ページを御覧ください。上から2段目の16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金のうち、三つ目の地域計画策定緊急対策事業費補助金28万6,000円のうち、農業委員会分が7万4,000円

でございます。農業委員会からの説明は以上でございます。

臼井農林水産課長　引き続きまして、農林水産課より御説明いたします。ただいま農業委員会から説明がありましたとおり、農業委員会が作成する目標地図の素案の提出を受けまして、市において地域計画を策定しなければなりません。この地域計画は、従来、「人・農地プラン」と言われていたものから、法改正により、名称が「地域計画」に変更となったものでございます。また、本市では、人・農地プランが17地区にございましたが、県をはじめとする関係機関と協議した結果、9地区にまとめ、2か年をかけて策定することとしております。令和5年度につきましては、厚狭南部地区、厚陽地区、津布田地区、埴生地区、高泊地区の計5地区を策定する予定です。地域計画の策定には、行政、JA、農地中間管理機構、土地改良区等の機関に加え、地域の担い手、集落営農法人の代表者、あるいは後継者等、多様な経営体から意見を聴く協議の場を設けて、共通認識の下、該当地区における農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、その目標を達成するための利用関係の改善、その他必要な措置等を定めるため、しっかりと協議を進めていきたいと考えております。協議や地域計画案の取りまとめに当たっては、国から、それらの経費を支援するとして、地域計画策定推進緊急対策事業に基づく内報が、令和5年3月28日付けで県からありましたので、このたび補正しようとするものです。補正予算書16、17ページを御覧ください。ただいま、説明いたしました地域計画策定に係る経費支援に該当するものとして、6款1項3目3節職員手当等12万6,000円、10節需用費3万1,000円、11節役務費5万5,000円の計21万2,000円を増額するものでございます。その全額が県補助となっております。続きまして、6款1項3目18節負担金、補助及び交付金について、545万1,000円を増額補正しようとするものです。内訳といたしましては、新規農業就業者定着促進事業補助金45万円の増額と新規就業者等産地拡大促進事業補助金500万1,000円の増額でございます。まず、新規就業者等産地拡大促進事業につ

きまして、御説明いたします。新規就業者を雇用した法人及び新規就業者を受け入れた産地を管轄する農業協同組合等に対して、生産力強化のための機械の導入や施設の整備に係る経費を支援するもので、機械や設備等の整備費に対して3分の1を補助するものでございます。このたびの補正は、埴生干拓で営農されております、株式会社エスケイサービスから令和5年3月上旬に本事業活用の要望があり、4月4日付けで山口県から採択されましたので、整備費から消費税を除いた経費の3分の1であります500万1,000円を補助するための増額でございます。続きまして、新規農業就業者定着促進事業については、資料により御説明します。資料1を御覧ください。この新規農業就業者定着促進事業は、法人が新規就業者に対し、必要な技術や経営ノウハウ等を習得させるなどの育成や定着のために行う事業でございます。新規就農者を雇用又は構成員として受け入れた法人に対し給付金を給付するものでございます。給付方法は、令和4年度に改正がありまして、資料左側の図にありますとおり国の制度で60万円を4年間、それに加えて、県の制度で1年目と2年目に30万円ずつ、3年目と4年目に20万円ずつ、5年目に80万円を支援するものです。総支給額は右側の破線で囲んでおります。令和3年度までの制度と変わっておりません。資料2を御覧ください。このたびの補正につきましては、令和5年2月1日付けでグリーンハウス有限会社から2名の新規就農者受け入れることについて、山口県から採択されたことに伴い増額補正するもので、表の中ほどに太線で囲んでおりますとおり、今年7月から令和6年3月までの9か月分、45万円を増額するものです。歳出の説明は以上です。続きまして、歳入について御説明いたします。補正予算書10、11ページをお開きください。16款2項4目1節農業費県補助金551万2,000円の増額は、先ほど歳出で御説明いたしました事業における県補助金の増額分で、内訳としましては、新規農業就業者定着促進事業補助金22万5,000円の増額、新規就業者等産地拡大促進事業補助金500万1,000円の増額、地域計画策定緊急対策事業費補助金28万6,000円のうち農業委員会分7万4,000円を除いた21万2,000円が農林水産

課分となります。以上、御審査のほどよろしく申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、ここで委員の質疑を求めます。予算書16、17ページ、歳出から行きましょう。6款1項1目、3目です。

森山喜久委員 地域計画が9か所あるという話だったんですけど、9か所を全部教えてもらえますか。

稲葉農林水産課農林係長 地域計画の地区についてですが、一つ目が厚狭北部地区、二つ目が厚狭中部地区、三つ目が厚狭西部地区、四つ目が厚狭南部地区、五つ目が厚陽地区、六つ目が津布田地区、七つ目が埴生地区、八つ目が高泊地区、九つ目が高千帆地区の計9地区でございます。

森山喜久委員 今回、地域計画を策定していくということで、まずは農業委員会のほうで、意向調査、地図落としをすることから始めるという理解でいいんですか。

幡生農業委員会事務局長 タブレットを活用して、今年度、5地区の農振地域内のいわゆる農用地の所有者と耕作者に対して意向の調査を行います。それでどういう内容かということについては、タブレットに項目が出てきまして、それをもって農業委員が行って、聞き取りを行うこととなります。タブレットが、まだそのアプリケーションを活用できる状況になっておりません。この6月中旬にタブレットのアプリケーションの内容が明らかになって、まず、事務局で中身を見て、それに基づいて7月、8月ぐらいに農業委員、推進委員にレクチャーして、その上で、今回の該当地区についても入っていくこととなります。ただ、遠隔地とか市外とかいろいろありますから、そういったところではタブレットは無理なので、アンケート調査票を郵送するなどの取組も必要になってくるんじゃないかと思っております。

森山喜久委員 農林水産課のほうは今回5地区ですか。かなりタイトな日程になるかもしれないですけど、その対応は大丈夫そうですか。

臼井農林水産課長 農業経営基盤強化促進法第19条に、地域計画で定める事項が決まっております。地域計画の区域、該当地区の農業の将来の在り方、それから農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、目標達成するための取るべき農用地の利用関係の改善、その他の必要な措置というのがございますが、実際の協議に当たっては、国からマニュアルが示されておりまして、いわゆる農用地の集積・集約化の方針は地区でしっかり話し合います。これは、農業委員会で説明されたとおり各個人の希望もございます中で、目標地図の素案が出来上がってきますので、それがベースとなります。それから場所によっては、中間管理機構の活用の方針、あるいは基盤整備の取組方針、それから経営体の確保育成の取組方針、それは集落営農法人になるのか、いわゆる認定農業者になるのかとか後継者がいるのかいないのかとか、そういう地域の事情もございますので、そこをしっかりと協議の場で話し合います。さらに、農協等の農業支援サービス事業者の農作業の委託なども加えて協議しましょうという形になっています。さらに、鳥獣被害防止対策をどうするのかとか、スマート農業を導入するのかしないのかとか、果樹等があった場合どうするか、あるいは燃料や資源等の高騰もあるので、これをどう地域で解決するのかとか、荒れた農地なども中にはあるでしょうから、保全管理をどうするかが任意事項としてありまして、これらをしっかりと話し合います。ですから、その地域の事情によっては、協議が長引くということも念頭に入れつつ、2か年かけて、この法の経過措置もありますので、樹立できない場合は、現在の人・農地プランが適用されるという中で、2か年かけて9地区を策定すると。今年度は5地区だということがございます。

森山喜久委員 現在は、人・農地プランの17地区が生きていて、9地区の地

域計画を今から策定するという認識でよろしいですか。

臼井農林水産課長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 2か年かけて9地区それぞれの地域計画で、地元の方の了承を得たら、それを県なり国なりに出して、その地域計画を認定してもらってからスタートという理解でよろしいでしょうか。

臼井農林水産課長 そのとおりでございます。ちなみに地域計画を策定することによって、農業施策、各種事業の要件となっていて、例えば、農用地利用効率化支援交付金を得るためには地域計画が必要ですとか、全部そういうふうにして地域計画の策定が要件ということで、この2年間で絶対に定めていかなければいけない。国からは、交付金等で19メニューについては、地域計画が必要だと示されております。

恒松恵子委員 地域計画策定は9か所とのことでしたが、例えば、有帆とか須恵とかのように市内全域にわたっていない何か理由があれば、教えてください。

稲葉農林水産課農林係長 この地域計画策定に当たっては、農業振興地域のみで策定するというので、用途区域が設定されているところについては、地域計画を策定しないこととなっております。先ほど恒松委員がおっしゃられた有帆地区については、高千帆地区の中に含まれておまして、その中で、先ほど農業委員会からありました目標地図については、集落単位で目標地図を作成することとなっておりますので、先ほど地区名がなかったところについての農業振興地域については、目標地図で賄っていく形になります。

矢田松夫委員 一番金額の大きい新規就業者等産地拡大促進事業補助金ね。先ほど会社エスケイサービスと言われたけれど、国とか県の補助金の説明

をするよりは、この500万1,000円の内訳です。ここは、例えば、機械整備とは何の機械でどのような申請があったのかを説明するのが、産業建設分科会だと思うんですよ。先ほどの説明では、ただ単に金額くらいしかなかったんですよ。そういう資料は出るんですか。会社名を言われましたから、当然、今日出るものだろうと思ったんですが、その辺どうですか。

臼井農林水産課長 失礼いたしました。エスケイサービスが、今年度、取り組まれるのはサツマイモでございまして、経費の中身は、サツマイモの掘り取り機、それからハウス、サツマイモの洗浄機、あとトラクターに付けるアタッチメントでフレールモア、畝立て機等でございます。それが、消費税を除いた計画ですけれども、1,500万3,000円という見積書ができておりまして、その3分の1に該当するところが予算の増額ということでございます。

矢田松夫委員 エスケイサービスは地元の生産者ですか。

稲葉農林水産課農林係長 エスケイサービスについては、会社の事務所自体は下関市となっておりますが、営農されている場所は、埴生干拓地域です。

矢田松夫委員 ですから、農業での地域の雇用をどういうふうにしていくのか。税金を投入するわけですから、いわゆる費用対効果を含めて、もう少し資料を出してほしいと思うわけです。例えば、芋であれば選果機、さつき洗浄機と言われたけど。箱詰めとかいろいろあるでしょう。ただ芋を洗うだけで終わりですか。出荷する際に箱も要るんですよ。いわゆる梱包、包装というか、そんなのが次にまた出てくるんですか。だから、そういうのを全部出してもらわないと、この500万円を数字だけの報告では困るんです。あれば出してください。

臼井農林水産課長 令和5年度の実施計画書が手元でございます。その中に、

今説明いたしました事業内容の機械の種類、種別、あるいは、それに対応する金額等も載っていますので、御審査に必要であれば、今からコピーで出したいと思います。

藤岡修美分科会長 矢田委員から資料の要求がございましたが、委員会として提出を求めたいと思います。皆さんいかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで、よろしくお願いします。

臼井農林水産課長 該当部分だけでよろしいですか。

矢田松夫委員 今回はエスケイサービスだけですか。

臼井農林水産課長 このたびの補正は、エスケイサービスのみです。ただ、当初予算においてグリーンハウスがありました。

藤岡修美分科会長 資料を準備中ですので、ほかに質疑がありましたら。

森山喜久委員 このたびは3月末に、県とこういう事業をしたいという話があったということですが、市はそういう要望があったら随時対応するようになっているのか。それとも一定時期に、そういった事業者に対して、「来年の計画があるなら、この時期までに要望してくれ」という話を事前に行っているのか。その辺はどういう状況か教えてもらえますか。

臼井農林水産課長 今御指摘がありましたとおり、市の予算編成に間に合うように相談がある、あるいは県から情報提供があれば、当初予算に乗るんですけども、3月に事業の要望があったとか、採択自体が4月の初めだったとかいうことになると、補正ということになって、市としてはできる限り当初予算に乗せたいと思っているんですけど、農業経営の方針が各農業者のほうで固まっていないと、整備の内容が固まらないということもございまして、補正対応もやむを得ないと考えており

ます。

森山喜久委員 今回、県が3分の1補助という話ですけど、単独市費での補助は検討できないんですか。

臼井農林水産課長 現在のところございません。

中島好人委員 18節に二つの補助事業があります。先ほどの説明では45万円と500万円。これは増額補正ということだったんですけども、そうすると元の額は幾らで、これが増額されて幾らになると。事業については今資料が出るとは思いますけども、その辺の額については、総額は幾らになるんですか。

稲葉農林水産課農林係長 まず、新規農業就業者定着促進事業補助金についてですが、補正前の金額が185万円となります。このたび、45万円の増額補正で、補正後の予算額が230万円となります。続きまして、新規就業者等産地拡大促進事業補助金につきましては、補正前の予算額が164万7,000円で、補正の要求額が500万1,000円。補正後の予算額が664万8,000円となります。

中村博行委員 基本的なことですが、これから特にタブレットの活用ということになると思うんですけど、先ほどまだ準備できてないアプリというか、そういったものがあるということでしたけども、現在、農業委員あるいは推進委員等々でタブレットの活用というのは、十分できるようになっているかどうかお尋ねします。

幡生農業委員会事務局長 農業委員、推進委員、合わせて28人おりまして、タブレットも28台ございます。今、活用といたしましては、農業委員については、農業委員会の総会をペーパーレス化しました。通知文書なども全部メールでやりとりをしている状況でございます。毎月一回、農

地利用最適化会議というのを開催しております、そこでタブレットの使用方法について様々な研修をしております。タブレットに農地の図面が全部出てきて、この図面から農地情報は全部分かるんですね。その操作方法は全部教えております。農業委員の中には、農地相談があったときに、そのタブレットを活用して相談を受けていらっしゃる方もいらっしゃいます。もう全ての農業委員について、基本的な事項については全て操作できるようになっております。今から7月、8月にかけて、市内の全農地を調査して歩く農地利用状況調査というものがありますが、それをタブレットで今年からやろうということで、今からその説明に入ります。6月、7月に説明します。あわせて、先ほど申しました地域計画における意向調査もタブレットでやりますから、その説明等も今から入っていくようになりますので、具体的にアプリケーションを使って、意向調査などをやるのは、今からになってまいります。ただ、基本的な事項につきましては、ほとんどの方が習熟されているという状況でございます。

矢田松夫委員 拡大促進事業補助金について、今資料が出ましたので、質問いたしますが、先ほど、下関市の方で埴生干拓地域で事業しているということだったんですけど、例えば2者から応募があったとします。1者は今みたいなよその方で、もう1者が地元の若い新規の方が頑張っている場合、予算も限られている中で、そういう場合はどちらが優先されるんですか。

臼井農林水産課長 これは県事業補助金でございますので、県の要綱に従って措置されるということでございまして、2者あるうちの1者しかということは、基本的にはないと思っています。

矢田松夫委員 育成強化を含めてやるならば、やはり地元の方を。新年度予算ではグリーンハウスが、恐らく選果と梱包の機械化をすると私は記憶しているんですが、そういう事業の強化発展をぜひともお願いしたいとい

うのが一つです。それから二つ目です。例えば、ここには生産強化の機械の整備とありますが、機械以外にはないんですか。建物は別ですよ。新規農業就業者と書いていますね。例えば、現地の調査とか、あるいは視察とか、そういうのはないですか。この中に含まれないですか。あくまでも機械整備だけですか。

臼井農林水産課長 すみません。記憶が曖昧なんですけど、委員が言われたようなメニューはなかったと思います。

藤岡修美分科会長 ほかには歳出の質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それではここで5分休憩を取りたいと思います。

午前9時58分 休憩

午前10時5分 再開

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。商工労働課所管部分の説明を求めます。

田尾経済部次長兼商工労働課長 引き続きまして、商工労働課から御説明します。補正予算書16、17ページの一番下の部分を御覧ください。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、14節工事請負費、工事請負費の増額についてです。小野田・楠企業団地は、現在、水道の水圧が基準を満たしていないため、企業が進出した際には、水道の圧を高めるため、市で水道加圧装置を設置しています。令和4年8月に進出した株式会社オカダ電気が、この度、令和5年7月に工事着工、令和5年12月末での工場完成を予定されています。そのため市において、12月までに水道加圧装置を設置するため、500万円の増額補正を行うものです。以

上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 水道加圧装置については、進出する度に設置するということですか。それとも必要に応じて設置するということでしょうか。

田尾経済部次長兼商工労働課長 小野田・楠企業団地は、平成15年に造成されました。当初は、高台にある水道供給施設から水を供給しておりましたが、しばらくの間、進出される企業がございませんでした。このため、この水道供給施設が老朽化いたしました。近年になって進出企業が相次いだのですが、水道の圧が満たせていない状況は変わっておりませんで、水道供給施設から水道供給しようと考えましたが、この施設が老朽化しておりまして、改修費用と水道水供給のために消毒する費用が非常に高額であることが分かりましたので、進出企業に対して個別に水道加圧装置を設置することで対応しているというところでございます。

森山喜久委員 費用対効果として個別に行うほうが適しているということですか。

田尾経済部次長兼商工労働課長 そういう判断をしております。

恒松恵子委員 全国的に工期の遅れが言われております。オカダ電気の12月の工場完成に合わせて間に合うということを確認させてください。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 工期については、昨年度は半導体不足などの影響で少し遅れが生じると聞いておりますが、この度、ポンプメーカー等にも状況を聞きましたところ、三、四箇月あれば納品は確実であると話を聞いておりますので、操業には間に合う予定です。

中村博行委員 水道関係以外のインフラ関係で、また別に措置しなければいけないことがあるかどうか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 小野田・楠企業団地のインフラ関係ということですが、それ以外の問題としては、防火水槽の設置を行っております。こちらについては、令和5年度で設計し、その後、令和6年度で設置を予定しております。それ以外にはインターネット回線の関係もありますが、そちらはもう光エリアになっており、4社ほど市の光回線を使っておりますので、そちらは切り替えのお願いをしているところでございます。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ポンプ業者という名前が出たんですけれども、加圧装置というのはポンプ設備を設置するということで理解していいですか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 今回は貯水槽付きのポンプ、つまり水をためる物とポンプが一体となった物を設置しております。

藤岡修美分科会長 分かりました。ほかには質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。職員入替えのため、休憩し、20分に再開いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時20分 再開

藤岡修美分科会長 分科会を再開いたします。議案第35号につきまして、建設部所管部分の説明を執行部に求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは議案第35号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について、歳出から御説明いたします。補正予算書の18ページ、19ページを御覧ください。このたびの補正は、今年度予定しております、浜河内緑地で予定しておりますテニスコート4面の全面改修工事の財源内訳の変更です。8款土木費、5項都市計画費、2目緑地公園費、補正額の財源内訳の欄を御覧ください。改修工事の事業費については、2,835万円を予定しております、当初予算では、公園整備事業債2,120万円、一般財源715万円としておりましたが、令和5年1月に申請しておりましたスポーツ振興くじ助成金の内示が4月に1,060万4,000円でありましたので、それに伴いまして、公園整備事業債を790万円減額し、一般財源も270万4,000円減額するものです。続きまして、歳入について御説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。21款諸収入、4項雑入、3目雑入、8節土木費雑入、スポーツ振興くじ助成金1,060万4,000円の増額と、次の12ページ、13ページ、22款市債、1項市債、6目土木債、5節都市計画債、公園整備事業債790万円の減額につきましては、ただ今、歳出で御説明させていただきました内容に伴うものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

中島好人委員 これは申請しなければもらえないんですよね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 申請して初めて支給するものになります。

中島好人委員 申請の条件はあるのでしょうか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 条件といたしましては、補助金の額

について、下限と上限が定められており、メニューとしてスポーツ施設の整備以外にも大会の運営やスポーツ団体の育成などに充てられる事業ですので、いろいろな要件がございます。

森山喜久委員 過去にも何回か受けたと記憶しているんです。数年前にあったものがあれば教えてもらえますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 市役所としましては、令和元年度から文化スポーツ推進課がこの助成を受けておりまして、令和元年、令和2年、令和3年にわたり、市民体育館におけるランニングマシンや移動式のバスケットゴールなどの購入に助成金を使われております。それから昨年度は、都市計画課が須恵健康公園のテニスコート4面を改修したところです。

藤岡修美分科会長 スポーツ振興くじの助成金というのは、俗にt o t oの助成と言われているものですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 内容としましては、スポーツくじ、t o t oやt o t oビッグと広く言われているものの販売により得られた資金を基に助成金が充てられるものでございます。

藤岡修美分科会長 ほかにはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。以上で一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を終わります。

午前10時25分 散会

令和5年（2023年）6月13日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤岡修美